

浦河町ワーケーション誘致推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦河町ワーケーション誘致推進事業補助金(以下「補助金」という。)について、浦河町補助金等交付規則(平成13年規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、企業・団体のワーケーションを受け入れることによる関係人口の創出を図るため、ワーケーションに要する宿泊費や交通費等の一部を補助することにより、ワーケーションの誘致を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション テレワーク等を活用し、観光地など普段の職場や居住地とは異なる場所で仕事をしつつ、休暇取得等により余暇を過ごすことをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、日高管内に本社、支社、事業所等の拠点を持っていない企業・団体(官公庁を除く。以下「企業等」という。)として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める業種を営む者でないこと
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が不相当と認めるものでないこと

(補助金の交付)

第5条 町長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助金交付の要件)

第6条 この補助金の交付対象となる企業等は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 国、都道府県その他地方公共団体から同種の補助金等を受けていないこと
- (2) 本町の宿泊施設をワーケーションの滞在先として利用して、3人以上で2泊以上の宿泊をすること
- (3) 本町のワーケーションポータルサイトに掲載する記事への取材や、アンケート等に協力すること
- (4) 滞在中の様子をSNS等で発信して、本町の魅力を拡散すること
- (5) 滞在中、本町の担当者との情報交換会に参加すること

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、ワーケーションに要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の交付額等)

第8条 補助金の額は、前条に掲げる経費の全額として、1,000円未満は切り捨てるものとする。ただし、1回のワーケーションの実施につき、1企業等あたり120,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1企業等あたり、1年度につき1回の交付を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする企業等は、ワーケーションを行う2週間前までに補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 実施計画書(別記第2号様式)

- (2) 参加者名簿（別記第3号様式）
- (3) 会社パンフレット等の企業等の概要が分かる資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、本条第1項及び第2項の書類が提出されたときは、その審査を行い、第4条の補助対象者に該当し、かつ、第6条の要件を満たすと認めた場合は交付決定を行い、交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、事業終了後、30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書内訳（別記第6号様式）
- (2) 宿泊証明書（別記第7号様式）
- (3) 助成の対象となる経費を証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第7条関係）

対象経費	内容
交通費	<p>企業等の所在地から本町までの往復に伴ってかかる経費で、航空賃（注1）、鉄道賃、船賃（注2）、バス（注3）等の公共交通機関、レンタカー利用料、高速道路等使用料、燃料代を対象とする。</p> <p>また、滞在中に仕事や余暇を過ごすための移動に伴ってかかる経費で、バス（注3）、タクシーの運賃、レンタ</p>

	<p>カー利用料、燃料代を対象とする(注4)。</p> <p>(注1) 普通席を対象とする</p> <p>(注2) 企業等の所在地から本町まで、自動車で移動する場合は、自動車航送運賃も対象とする 自動車航送運賃の上限は、片道 30,000 円とする</p> <p>(注3) 実費を支給する</p> <p>(注4) (注1)～(注3)を除いて、公共交通機関を利用する場合の支給基準は、「浦河町職員の旅費及びその支給方法に関する条例」に準ずることとする 公共交通機関以外の交通費については実費を支給する</p>
宿泊料	町内の宿泊施設に宿泊する経費
テレワークオフィス 使用料	町内のテレワークオフィスを使用してテレワークを行った場合の使用料
その他町長が対象経費として認めた費用	上記のほか、ワーケーションを実施するために、特に必要と認められる経費